

令和7年第1回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和7年第1回湧別町議会臨時会会議

令和7年1月10日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
8番 小形秀和	9番 檜山洋一	10番 脇坂敏夫
11番 村田一志		

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
8番 小形秀和	9番 檜山洋一	11番 村田一志

4 欠席議員

10番 脇坂敏夫

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久踐、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久踐、社会教育

課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 JRY 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 穴戸和幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和7年第1回湧別町議会臨時会

議事日程（第1日）

令和7年1月10日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第 1号	令和6年度湧別町一般会計補正予算
日程第 6	議案第 2号	令和6年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 7	議案第 3号	令和6年度湧別町簡易水道事業会計補正予算

開 会 宣 告 (1 0 : 0 0)

○議 長 ただいまの出席議員は9名でございます。

これより令和7年第1回湧別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番関野君、2番高田君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

6番、酒井君。

(議会運営委員長結果報告)

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、予算3件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から11月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る12月10日の令和6年第4回町議会定例会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

12月19日、総務厚生常任委員会が開催されました。

12月23日、中湧別中町食事処親爺において、湧別町農業委員会忘年会が開催され、これに議長が出席いたしております。

令和7年1月5日、文化センターさざ波において、遠軽地区広域組合湧別町消防団消防出初式が挙行され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

1月10日、議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題についてご報告申し上げます。

一点目ですが、元上湧別町長 松田隆殿のご逝去に伴う合同葬の執行及び寄附の採納についてであります。

元上湧別町長松田隆殿が12月9日午前0時46分にご逝去されました。葬儀につきましては、ご遺族のご意向を踏まえ、議会とも協議させていただき、松田家との合同葬として、12月12日に通夜、13日に葬儀を滞りなく無事に執行することができました。

松田隆さんは、平成5年10月から平成17年10月まで3期12年にわたって、上湧別町長として町の発展と町民福祉の向上にご尽力いただきました。

改めて故人のご功績を称えると共に、安らかなご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、去る12月18日に喪主を務められた松田直樹様が来庁され、合同葬に伴うお礼とともに、子育て支援に役立ててほしいと、100万円ものご寄附の申し出があり、有り難く受納させていただきました。

ここに、ご寄附を賜りました松田様に、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただいた貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

二点目でございますが、住民訴訟等についてであります。

町内に居住する方より提訴されております2件の訴訟の状況についてご報告いたします。

まず1件目は、原告の方が取得した非木造家屋について、平成17年度から令和6年度まで町に納付した固定資産税に過納付があるとして、損害賠償金88,000円の支払いを求められた損害賠償請求事件であります。

去る12月12日に釧路地方裁判所北見支部において弁論準備手続きが行われ、当方からは代理人である佐々木総合法律事務所の下矢弁護士が出頭いたしました。裁判官からは、当該固定資産の評価の時期が主たる争点になるとの判断が示され、次回2月20日を弁論準備手続期日と決定されました。

本町としては、適切な時期での評価であった旨の主張をまいります。

次に2件目は、新庁舎等整備事業設計業務委託の予算について、特別多数議決を経ていないことが地方自治法に違反しているとして、特別多数議決として採決するまで、同予算の執行差し止めを求められた差止請求事件であります。

釧路地方裁判所での第1審判決は、町の全面勝訴判決となりましたが、原告はこの判決を不服として、11月5日に札幌高等裁判所に控訴されました。

控訴の趣旨としては、第1審の判決を取り消すこと、新庁舎基本設計業務委託に係る特別多数議決予算を議会で採決するまで予算執行してはならないこと、訴訟費用は、1審2審とも町の負担とすること、の3点であります。

控訴理由としては、「町にやむを得ない正当な事情がなく、新事務所位置条例が未定のまま、建築費に含まれる設計費2億5,600万円の公金を支出すると、住民の重大な損害を避けることができないため」とされております。

この控訴審の第1回口頭弁論が、1月28日に指定されましたので、弁護を委託している佐々木総合法律事務所の弁護士とともに本町の主張をしてまいります。

以上、訴訟の経過につきましての報告とさせていただきます。

三点目は、小樽商科大学との包括連携協定の締結についてであります。

去る12月13日、小樽商科大学との間に、地域づくり及びまちづくり、産業振興、人材育成、関係人口の創出及び拡大などの10項目にわたって、包括連携協定を締結いたしました。

包括連携協定の調印式は、上湧別コミュニティセンターにて開催し、小樽商科大学から穴沢学長、江頭副学長のほか関係職員などが出席され、さらには小樽商科大学と経営統合しております、北見工業大学村田副学長にもご臨席いただきました。

今回の協定締結は、小樽商科大学が推進しております、「大学のないまちに大学機能を持たせ、道内10カ所にサテライト拠点の設置を目指す、ユニバーサル・ユニバーシティ構想」について、町内企業にお勤めの方より、大学進学を断念したご自身の経験をもとに湧別町でも、こういった取り組みができないかと、ご提案いただいたことがきっかけとなり、一昨年8月に小樽商科大学の卒業生であり、同大学同窓会理事長を長くお勤めになられた、本町出身の島崎憲明さんに縁を取り持っていただき、1年余りの期間で包括連携協定の締結に至ったもので、大学との包括連携協定の締結は、北海道大学大学院教育学研究院に続き2例目となります。

今後におきましては、小樽商科大学との連携を深め、本町に住みながらにして大学へ通うことができる環境づくり、小樽商科大学サテライト教室の開設に向け、関係機関及び団体との協議に取り組んでまいりたいと考えております。

四点目は、玉葱の寄贈についてであります。

去る12月13日、上湧別玉葱振興会様より14年連続で玉葱1,000Kgのご寄贈がございましたのでご報告いたします。

学校給食に地場産物を取り入れることについては、児童生徒が地元の産業に対する関心を深め、食を通じて地域を知ることや、自然の恵みの大切さを感じてもらおうといった重要な食育の役割も担っております。

近年の食料品価格高騰の中、ご寄贈をいただきまして、心から感謝申し上げ、ご報告とさせていただきます。

五点目は、寄附の採納についてであります。

去る12月6日に札幌市の株式会社岩見田・設計代表取締役社長石山剛様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただく企業版ふるさと納税として、100万円のご寄附の申出をいただき、12月16日に有り難く受納させていただきました。

また、12月24日には湧別漁業協同組合代表理事組合長阿部俊彦様が来庁され、水産業振興のため活用させていただきたいと、3,000万円のご寄附の申出をいただき、有り難く受納させていただきました。

この場をお借りしまして、ご寄附を賜りました、株式会社岩見田・設計様、湧別漁業協同組合様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

六点目は、水道料金の二重引き落としについてであります。

令和6年12月分の水道料金につきまして、ゆうちょ銀行の口座振替利用者様から料金を二重に徴収するという事態が生じました。対象となってしまわれた件数は560件で、合計金額は2,448,790円であります。

二重徴収をしてしまった皆様に対しましては問題が判明した当日、令和6年12月25日にお詫びの文書を送付し、翌々日の12月27日に二重払いが生じた全ての皆様へ返金いたしました。

今回の件につきましては、担当職員が誤って、ゆうちょ銀行へ口座振替依頼を2回行ってしまった事によるものであり、二重引き落としとなりご迷惑をおかけしました皆様に深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、担当課長はもとより公金を扱う全ての職員に対しまして、これまで以上に細心の注意を払うよう指導し再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議 長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 今説明がありました説明資料の9ページの営農燃油価格高騰緊急対策事業の件ですが、ちょっとお伺いをいたします。

この規程を決めている免税軽油使用者証の交付を受けた農業者というふうになっているのですが、これについては国のほうからそういうような規程か何かがあるのかどうか。それと受けている今説明がありましたけれども、湧別農協が115件でしたか、それからえんゆうは93件、それからその他ということは農協の組合員外の件数のことを言っているのかどうか、その辺お伺いをいたします。

○議長 農政課長。

○農政課長 村川議員の質問にお答えします。

免税軽油の使用者証のことに關してですが、この対策に対しては町独自の対策でありますので、あくまでも対象者の参考として免税軽油使用者証の交付を受けた者ということにしております。

あと、対象事業者の關係ですが、員外の方10件おります。その方を対象として案内を出して、要望があれば支援していきたいと思っております。

○議長 4番、村川君。

○4番 気になるのは員外のほうなのですが、免税軽油の使用者証が員外の方が受けている方もおられるのですが、受けていないで課税軽油を使っている員外の方も数件いるわけなのですね。ちょっと単価についてよく調べて行ないのですが、免税軽油と言うのはリッター当たり35円くらいが免税になるのではなかったかなという気はしているのですが、その点について免税軽油は今いくらの単価で入るのか。それと使用者証の交付を受けていないで課税を使っている人は課税そのまま使っているのですよね。聞きますとそれぞれのスタンドで入れているのですが、スタンドで対応できないスタンドがあったりして、課税を使わざるを得ないというようなことで、免税を受けないで営農をやっているという人たちもいるということは事実でありますので、それらについて、数量的には取引しているスタンドで年間の数量を確認というか確認証みたいのがあれば対応しますよというようなことはできないのか。それとそれだけ免税を受けないで使うということは税金それだけ大きく収めているということでもありますし、その生産者も営農をやって生産を上げて町に収収で貢

献もされているということもありますので、その点がもしあった場合は対応できるのかどうか、それについてお伺いをいたします。

○議 長 農政課長。

○農政課長 まず今回の支援の単価の概要を説明いたします。免税軽油の単価なのですが、令和3年時に98円でみていたところ、令和6年今回120円ということで、22円上昇しております。その分を町、農協、農家負担の3者で分け合うということから今回1リッター7円の支援をしていこうということで協議をして進めてまいりました。あと、免税外の課税軽油の方に関しては協議していませんでした。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 さっき質問したのは免税軽油の単価が免税を受けるといくらの単価になるのか、その単価を知りたいということ。

○議 長 暫時休憩します。

休 憩 宣 告（10：41）

再 開 宣 告（10：43）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長 まず軽油の単価の関係で報告します。

先ほど単価を120円と申し上げました。これに課税額、軽油税が32円10銭、それで通常の価格が152円10銭ということになります。対象者はあくまでも町内の認定農業者及び免税軽油使用者証の交付を受けている方。もし受けていない方がいたとしても申請していただいて使用者証のほうを受けていただければと。あくまでもその方が対象になるということで決めております。ご理解願います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 燃料の単価についてはわかりました。大体35円くらいが免税になっているというふうに記憶していましたので、32円ということでこれについてはよろしいです。それで認定農業者、当然農業許可もらうのに認定農業者になっていないといろいろなこと受けられないので認定農業者には間違いはないのですが、この使用者証、使用者証というものは受けていない、スタンドがそういうことでその事務処理ができないということで受けられないで課税をそのまま使っているというのがあるのですね。これは認定農業者でもありますし、ただ使用者証というのは農協なんかは農協が事務手続き全部一切やって申請あげてくれるのですが、個人のスタンドだと過去はやった例はあるのですが、今あまりやらないところがあって、やむを得なく課税軽油を使っていると。年間にすると月10万平均くらいは使っているというのが、通常今現状の営農やっている人たちはそのくらいの金額は使っていると思うのですよね。こ

れを免税軽油の申請書がないからできないよということになると平等性に欠けるのではないかと思うのですよね。これ町長はそういうけれども他にもこういう例があるのですよ、たくさんね。湧別町の農産物の生産高、農協のしかない。作物によっては組合員以外のほうが3倍も4倍も多いというのもあるのですよね。それは町に税金も納めてちゃんと貢献しているのですよ。だけど農業団体の組織に入っていないからこの部分はできないとかという、これはもうずっとあるのですよ今までも。これは我々も言ってきたことなのですが。ちゃんと税金も納めている、まして課税の軽油を焚いているということになればこのリッター30何円というのは税金で納めているのですよ。そういうことを救うのが町の役割ではないかと。これ国がこういうふうに決めてきているというのだったらこれは仕方ないと思うのですよ。これ町がこの規程を決めれているわけだし、いろいろな規則の中にも町長の判断でという項目が必ずその規則、条例にもあるわけなのですよ。これを本当に平等にあつかって行くのだということであれば明確にいくら使ったっていうのはこれは見れる。毎月のデータ、スタンドで作れば取れば取れるわけですから。それ何軒あるかはそこまでは確認してませんけれども、もしそういう営農している人がいて、申請上げたときに町として受けて事業の対象にのせるのかどうか、それを再度確認させていただきたい。

○議 長 町長。

○町 長 今回のいろいろな生活支援含めて今回の学校等々によっていろいろな部分の国からの交付金が交付されて来ましたので、それに合わせて今回補正予算をさせていただいているという部分でございます。

国が3万円の部分については全額負担しての実施でございます。現在町に4,700万円程度の配分がございますので、それに基づいての今事業をそれぞれさせていただきます。いずれにしましても、どれをやるにしても基本的には決めを作らなければなりません。その中でどうするかという部分で今、村川議員からいわれた部分であります。確かに原油高騰でございますのでその決めとしては認定農業者で免税軽油の使用証明の交付を受けた者と定めさせていただいて今回支援をさせていただくということで、組合員ばかりではなくて員外で今10件程度あるであろうということで予算の提案をさせていただいております。この部分、30数円の税金の部分というのは受ける権利があるのにそれを行わないものに対して町が支援するというのはちょっと違うものかなというふうに考えてございます。昨年等も行っております運輸業者に対する支援等も含めて緑ナンバー以外については交付できないという部分で制度もさせていただいております。白ナンバーで走り回っている車もあるのですけれども、それをどう判断するかという部分もあった中で、町としての部分、ある程度の決め事を作ってやらないとそれらの部分で不公平が生じる、対象になら

ない方が出てきたりという部分もやはりありますので、今回の農業基部分、これ昨年と同じ制度で行わせていただいております。その中で員外の方も当然申請上ってきて町の分としては交付させていただいているという事例もございますので、基本的に税金の部分でございます。それを軽減される制度の中でそれを使用しないで払っているからそれに支援しろというのは町としての部分、この物価高騰生活支援の支援の部分とはちょっと違うのかなと思ってございます。その部分については手続等がどうなのか、一般のスタンドでも手続は取れるというふうに聞いてございますので、それらの制度を活用していただいてもいいものについては払わないようなことの指導をさせていただきたいなど、逆に考えているところでございまして、税金に対して町から支援という部分についてはこの事業の中の、支援の制度の中としてはちょっと違うものなのかなということでは考えてございますので、そういうことの中で免税軽油に係る部分の増加分ということに対する町として事業を考えたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○町 長 基本的にはわかります。であれば今後営農をしている員外の方に、こういう制度の支援がありますので、軽油手続き取れる業者のところでは免税軽油の手続きをするようにというふうなお知らせというか、何らかの形でしていただきたいというふうに思いますがよろしいですか。

○議 長 町長。

○町 長 その部分についてはお知らせするのは構わないこととありますので、認定農業者という部分であって営農されている方でこの制度を活用されていない方がいるのであれば、それはその制度ありますよということのお知らせはさせていただきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

3番、加藤君。

○3 番 今回の交付金事業の関係で質問させていただきたいと思っております。まず8ページなのですが、今回の物価高騰支援事業に対する支援ということで国から5439万1千円、それから一般財源が499万6千円となっておりますが、これについてこの内訳というのですかね、どういうことになっているのかお聞かせ願いたいと思っております。

それから10ページも同様なのですが、1,226万6千円の国庫支出金、一般財源の537万5千円というふうになっておりますが、一般財源の内訳ですね、それを教えていただきたいと思います。以上です。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のまず補正予算説明資料8ページ

のですね、その他社会福祉に要する経費の介護支援施設等支援給付金の関係については、764万円のうち充当率が71%の交付金の充当率でありまして、540万円をこの充当としております。

次の物価高騰支援事業の低所得者世帯支援にかかる分、4,229万1千円については国の低所得者支援枠ということで全額国庫負担ということになっております。

続きまして10ページの子育て世帯等臨時特別支援事業についても同様にですが1,764万1千円のうち、交付金の充当が7割ということで充当を予定しておりまして、1,226万6千円が交付金充当ということの内訳でありまして、その差し引きが一般財源というような内容になっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 内訳はわかりました。これに対して今回交付金を交付するにあたって、町独自で上乗せをするだとかそういった基本的な考え方っていうのをお持ちでないのでしょうかね。いかがでしょうか。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず低所得者支援の住民税非課税世帯、それから子育て世帯に対する助成については全額国の制度に基づいて実施するものでございますので、これについては全額国庫ということになっております。また残りの6事業につきましては、国のほうで決めております生活者支援、事業者支援に対する推奨事業メニューというものがございまして、その事業費として4,719万6千円が交付されております。この財源を使いまして今回の町の独自施策として住民税均等割のみ課税世帯などなどの商品券の交付ですとか、燃油対策に対する支援ですとか、そういった6事業について町の独自として展開するものでございますのでご理解をお願いいたします。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 町の政策ですから上乗せですとか独自のものということは当然議論していると思いますが、交付するにあたってそれが現金がいいのか、あるいは商品券がいいのか、そこら辺の議論はどういうふうになっているのか。また、国からそういうふうな指針があるのかどうか合わせてお聞きしたいと思っております。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、推奨事業メニュー分については町独自の事業として展開できる部分でございまして、この部分相当な庁内に広く恩恵を受け

られるような事業ということで抽出をしております。町独自といたしまして町民税均等割課税世帯、それから子育て支援に対する商品券の交付という部分については当初国のほうの事業が現金給付ということでございましたけれども、事業調整の段階で現金給付がよいか商品券がよいかという議論をいたしまして、家庭への支援も当然のことながら、町内の商工振興という部分で商品券の給付という部分の選択を行ったわけでありまして、今回子育て支援の分と非課税世帯の部分の支援については2万円の商品券ということでの議論の結果でございます。以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんで、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(11:01)

再開宣告(11:10)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号、令和6年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんで、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号、令和6年度湧別町簡易水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉会宣告(11:16)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 関野一良

湧別町議会 議員 高田 映二